

誰もが暮らしやすい社会を目指して
～ 広げようあいサポート運動 ～

あいサポートメッセンジャー 読本



令和 8 年 7 月

島根県障がい福祉課

目次

○ はじめに	… 2
1 このマニュアルの目的	… 3
2 「障がい」について	… 4
（１）「障がいのある人」とは	… 4
（２）「社会的障壁」とは	… 5
3 「あいサポート運動」について	… 6
【あいサポート運動 4つのポイント】	… 6
（１）「あいサポーター」とは	… 7
（２）あいサポート企業（団体）とは	… 7
4 「あいサポート運動」の輪を広げるために	… 8
5 あいサポーター研修の構成と内容	… 9
【資料 1】 島根県の現状について	
【資料 2】 障害者差別解消法について	
【資料 3】 事例紹介～あいサポートの輪を広げるために～	
【資料 4】 あいサポート研修資料	

〇はじめに

私たちが暮らす、この島根。赤ちゃんからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、様々な人たちが生活しています。一人ひとりが違っていて成り立っている社会、誰もがそれぞれの違いを尊重し、お互い支えあっていく。そんな心豊かな島根を共につくるきっかけになるのがあいサポート運動です。

車いすを利用している人が、段差を乗り越えられなくて困っているとき、誰かに声をかけてもらったり手伝ってもらいと、安心して段差を乗り越えることができます。

車いすを利用している人が不便さを感じるのは、車いすで越えることができない段差が解消されていなかったことが原因だと言えます。「障がいのある人が社会で不利益を受けているのは、その人の心身の機能に障がいがあるからではなく、社会に出るのを阻むような壁を作っている社会の側に原因がある」、この考え方を障がいの「社会モデル」といいます。

周りの人のちょっとした手助けで、社会の壁を少なくしていけたら、障がいのある人もない人も、みんながいきいきと暮らしていける島根になるでしょう。

多様な障がいの特性や障がいのある人への配慮を正しく理解することが、障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる地域社会（共生社会）への第一歩となると信じて、まずは、障がいについて「知る」ことから始めましょう。

「障がい」標記について

島根県では、障害者団体等からの「『害』の字に否定的な意味があるので『障がい』に改めてほしい」という要望等を踏まえ、平成22年4月1日から、県が作成する公文書、啓発資料等について、従来「障害者」「障害」と表記していたものを、「障がい者」「障がい」と、ひらがな標記することとしています。

ただし、法令、条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体、施設等の固有名詞、人や人の状態を表さないもの、その他適当でないものについては、例外的に漢字表記のままとしておりますので、ひらがな表記と漢字表記が混在することについて、ご理解をお願いします。

1 このマニュアルの目的

「あいサポート運動」は、多種多様な障がい特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指す運動です。

平成21年11月に鳥取県が創設し、島根県は平成23年3月14日に鳥取県と「あいサポート運動の共同推進に関する協定」の調印を行い、両県で共同して「あいサポート運動」を推進しています。

「あいサポート運動」を広めていくためには、県民の皆様に「あいサポート運動」の理解を進めるための研修を行う者（**あいサポートメッセンジャー**）が必要となります。

あいサポートメッセンジャーには、「あいサポーター研修」の企画及び実施を通じて、「あいサポート運動」の普及啓発に積極的に関わっていただきます。

島根県では、平成31年に島根県版のあいサポート運動研修用DVDを作成しました。そして、そのDVDに基づいて、あいサポート運動研修用冊子「障がいを知り、共に生きる」を改訂し、令和3年3月に発行しました。

島根県版DVD及び改訂版あいサポート冊子は、「障がいは心身の機能の特性と、様々な社会的障壁との相互作用によって生じる」という障がいの「社会モデル」の考え方に基づいて作成しています。

この研修マニュアルは、あいサポートメッセンジャーの皆様に、障がいの「社会モデル」の考え方に基づいて、資料や事例等を示しながら、

○「あいサポート運動」の普及啓発について

○「あいサポーター研修」の実施について

実際に研修や普及啓発に取り組んでいただけるように作成しました。

メッセンジャーの皆様に、「あいサポート運動」研修を通して「あいサポートの輪」を広げていただくことで、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を目指していきたいと考えています。

2 「障がい」について

あいサポーターとして活動するにあたっては、「障がいとは何か」について理解しておくことが大切です。

平成28年4月に施行され、令和3年6月4日に改正法が公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、「障がい」とは、心身の機能の特性と、社会の様々な壁との相互作用によって生じるものと捉える、障がいの「社会モデル」の考え方が反映されています。

車いすを利用していたとしても、段差がなければどこへでも行けます。段差があっても、周りの人が気軽に段差を超える手伝いをしてくれれば、安心して出かける事ができます。周りの環境だけではなく、人々の心の中にある壁を無くしていくことで、障がいのある人も、障がいのない人と平等に自分のしたいことができる社会が実現できます。

（1）「障がいのある人」とは

以前は「障がい」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの、その人の心身の状態のことと捉えていました。

現在は、心身の機能の状態と、様々な「社会的障壁」との相互作用によって、日常生活又は社会生活に制限を受けて、暮らしにくい状態が続いている人のことをいいます。

車いすを利用している人が段差のある建物を利用しづらいのは、車いすで越えることができない段差が解消されていなかったことが原因だと言えます。

「障がいのある人が社会で不利益を受けているのは、その人の心身の機能に障がいがあるからではなく、社会に出るのを阻むような壁「社会的障壁」を作っている社会の側に原因がある」、この考え方を障がいの「社会モデル」といいます。

【社会モデルの考え方】

- 階段しかないで、2階には上がれない
▶「障害」がある



車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境



- 「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになります

- エレベーターがあれば、2階に上がれる
▶「障害」がなくなった！



＜社会的障壁（バリア）の例＞

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

【出典：内閣府障害者差別解消法パンフレット「障害者差別解消法が変わります！」】

メッセンジャーの皆さまには「社会モデル」の考え方をご理解いただいた上で、あいサポート研修において「障がいとは何か」「障がいはどこにあるのか」を、受講生の皆様に分かりやすく伝えていただきたいと思います。

（２）「社会的障壁」とは

障害者基本法第二条で、「社会的障壁」とは「障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」とされています。

建物の入り口にある段差や字幕のないテレビ番組など障がいのある人にとって使いにくい施設や設備などだけではなく、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見など、心の中にあるバリアも、社会的障壁なのです。

社会的障壁は、程度の差があるだけで誰にでもあります。

例えば次のような状況を考えてみましょう。



断崖絶壁の上にある公園には、誰も行くことはできません。誰にとっても、障壁がある状態です。



そこに階段が設置されれば、歩いて行くことができます。それでも、車いすを利用している人や、ベビーカーを使用している人は公園に行くことができず、障壁が残されています。



そこにスロープを設置すれば、誰もが公園に行けるようになります。

車いすやベビーカーを利用している状態は変わらなくても、まわりの状況が変わることによって、「公園に行けない」という障がいが解消されます。

現代社会において障がいのない人が不自由なく暮らしていけるのは、障がいのない人を基準にしてすでに多くの社会的障壁が取り除かれているからであり、障がいのない人に対しても社会的障壁を取り除くことによって、誰もが暮らしやすい社会にしていくことが求められています。

社会的障壁を取り除くためにも、あいサポート運動はとても有効です。

3 「あいサポート運動」について

「あいサポート運動」は、様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指す運動です。

一言で「障がい」といいますが、その種別は様々です。身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）と大きく3つに分けられますが、身体障がいにも、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がいなどがありますし、同じ視覚障がいでも、視力や視野の状態に応じて障がいの状況や程度も様々です。同じ障がいであってもその程度は一律ではありません。

心身の障がいのことを知っておくことで、障がいのある方がどんな事に不便を感じていて、どのような手助けがあれば、障がいのない人と同じように暮らしやすくなるのかを想像しやすくなります。

ただ、同じ障がいといっても、障がいの程度や特性、その場の状況などによって、一人ひとり困っていることはその都度違います。困っているように見えても、ただ考え事をしているだけという場合もあり得ます。

大切なことは、障がいのある方が困っておられそうな時、「何かお困りですか？」「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけ、どんなことに困っているのか、どんな手助けを望んでいるのかをよく聞くことです。そして、自分ができることを伝え、お互いに納得した上で手伝うことが最も大切です。

【あいサポート運動 4つのポイント】

1. まず、障がいについて理解する

- ・ 障がいは、心身の機能の状態と、社会との相互作用によって生じるものです。心身の機能の特性を知っておくことは、どのような困難さが生じるのかを理解するためにとっても役立ちます。
- ・ 病気や事故は、いつ起こるか分かりませんし、誰にでも起きる可能性があります。したがって、障がいは誰にでも生じうるものです。
- ・ 障がいは、多種多様で同じ障がいでも一律ではありません。
- ・ 障がいは、外見で分かるものだけではなく、外見からは分からない、分かりにくい障がい（聴覚障がい、内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど）もあります。そのために、周囲から理解されず悩んだり、苦しんだりしている方もいます。
- ・ 周囲の理解やちょっとした配慮があれば、こうした生きづらさを感じずに生活でき、障がいのない人と同じように、やりたいことができるようになります。

2. ちょっとした手助けや配慮をする

- ・ 障がいのある方に冷たい視線を送るのは、その人を傷つける行為です。障がいのあるなしにかかわらず、温かく接することが大切です。
- ・ 障がいがあるからと決めつけしないでください。
- ・ 障がいをひとくくりで見るのではなく、一人ひとりその人自身をよく見て接してください。
- ・ 障がいのある方が困っているようであれば、声をかけ、できる範囲でサポートしてください。

3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくする

- ・ あいサポートバッジを身につけることにより、気軽に声をかけやすい環境をつくることができます。

4. あいサポートの仲間の輪を広げる

- ・ あいサポート運動に共感する仲間の輪を広げ、共に生きる喜びを伝えてください。

(1) 「あいサポーター」とは

「あいサポート運動」の4つのポイントである、

1. まず、障がいについて理解すること
2. ちょっとした手助けや配慮をすること
3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること
4. 「あいサポート」の仲間の輪を広げていくこと

を実践していくのが「あいサポーター」です。

「あいサポーター」は、特別な資格を必要としたり、特別なことをやる人ではありません。日常生活において、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、どなたでもなることができます。

「あいサポーター」には、「障がいを知り、共に生きる」（ハンドブック）と「あいサポートバッジ」をお渡しします。そして、「あいサポーター」は「サポーター宣言」にのっとり、活動していただくことになります。

(2) あいサポート企業（団体）とは

あいサポート企業（団体）は、「あいサポート運動」の趣旨を理解して、職員研修などに取り入れるなど、「あいサポート運動」の普及などに積極的に取り組んでいる企業（団体）のことをいいます。

障害者差別解消法の改正により、今後、民間事業者においても、合理的配慮の提供

が義務付けられます。企業（団体）が「あいサポーター研修」等をおこなうことによって、障がいのある人が求める合理的配慮をスムーズに行うことのできる人材育成にとっても有効です。

あいサポート企業（団体）では、「あいサポーター研修」を行うとともに、例えば、次のような取組のいずれかを行っていただくこととしています。

1. 職員に「障がいを知り、共に生きる」（ハンドブック）を読むことの推奨
2. 事業所、店舗、社用車などへのステッカー又はチラシの掲示
3. 企業（団体）の作成する広告物、ホームページでの「あいサポート運動」の掲載
4. 企業（団体）の機関誌などで、職員の行う障がいのある方への取組の紹介
5. 職員への「あいサポートバッジ」の着用推奨 など

あいサポート企業（団体）は、銀行、生命保険業、書店、医療法人、公益団体、食品製造・販売・卸小売、社会福祉法人、日用雑貨販売、給食業、電子部品等製造・販売、総合小売、管機等販売、コンピュータシステム販売、スポーツジム、旅客自動車運送業、警備業、コンビニエンスストア、病院、大学、ホテル、総合建設業、総合広告代理業、建設業、清掃用品レンタル業、幼稚園、理容業など、その業種や業態は多岐にわたっており、障がいのある方の活動の様々な場面での「あいサポート運動」の実践が期待されています。

4 「あいサポート運動」の輪を広げるために

学習機会を単独で働きかけるだけでなく、地域活動に関心の高いグループと相互につながる機会を増やしていくのも効果的です。

(1) 研修先の開拓

研修先は、公民館、自治会、ボランティアグループ、職場、学校、PTA等があります。

(2) 掘り起こしの手法

開拓するための方法には、訪問活動やダイレクトメールの送付等があります。

(3) 普及アイテム

普及するアイテムには、チラシ、シール、クリアファイル、子ども用キーホルダー等があります。

(4) 工夫するポイント

効果的な普及方法として、身近な機関・団体への呼び掛けや福祉イベントとの併催等があります。

5 あいサポーター研修の構成と内容

「あいサポーター研修」については、あいサポーターを含めた県民の方から市町村社会福祉協議会への申請に基づき実施しています。

さらに、あいサポートメッセンジャーの皆さんには、ご自身の身近なところに働きかけ、積極的に研修を実施していただきますようお願いいたします。

研修時に必要なグッズ等については、研修を行う地域の市町村社会福祉協議会に提供を依頼してください。

「あいサポーター研修」は、基本的には次のような構成で行っています。

時間はDVDの視聴も含めて約85分です。ただし、DVDの視聴を短くするなどの対応で、時間を調整して研修を行うことも可能です。

(構成の例)

1. 「あいサポート運動」の概要説明（約10分）
2. あいサポート運動DVDの視聴（手話講座を含む）（約70分）
3. 「あいサポート運動」への協力依頼、あいサポートバッジの説明等（約5分）

あいサポート研修に決まった形はありません。あいサポート研修用冊子「障がいを知り、共に生きる」を配布して、あいサポート運動について説明いただき、あいサポート運動研修用DVDをご覧くださいだけで、あいサポーターとして活動するために大切なこと

1. まず、障がいについて理解すること
2. ちょっとした手助けや配慮をすること
3. あいサポートバッジをつけて声をかけやすくすること
4. 「あいサポート」の仲間の輪を広げていくこと

が、十分伝わるように作られています。

さらに、あいサポートメッセンジャーの皆さんの経験や思いを交えながら伝えていただければ、あいサポート研修を受けた皆さまに、あいサポート運動の大切さをより深く理解していただけたと思います。

大切なことは、障がいは社会の側にあるということを理解し、まわりの人々のちょっとした手助けによって、その時の障がいを軽くしたり、なくすこともできるのだという思いを持って、困っている方に「何かお手伝いすることありますか？」と気軽に声をかけ、その方の希望に沿って、可能な支援をすることです。

別添資料として、島根県社会福祉協議会が作成したパワーポイント資料を付けております。あいサポート運動の概要や、障がいの社会モデル等についてわかりやすく説明しております。県社協のホームページからダウンロードして、自由に加工してお使いいただけます。

また、あいサポート運動DVDは、島根県の公式ユーチューブ「しまねっこチャンネル」にアップロードしています。受講者に情報提供していただき、何度もご覧いただくことで、さらに理解を深めていただくことができます。また、研修時間が少ない時などは、研修時にいくつかの障がいについて視聴いただき、その時視聴できなかった項目について後日ゆっくり視聴いただくことも可能です。

あいサポートメッセンジャーの皆様の思いを受講者に伝えてください。

サポーター宣言

- わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、お互いが分かり合えるように努めます。
- わたしたちは、日常生活で障がいのある方が困っている場面を見かけたら、声をかけ、手助けを行います。
- わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、気軽に声をかけやすい環境をつくれます。
- わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、共に生きるよろこびを伝えます。

【島根県の現状】

＜各種手帳所持者数＞

種 別	人 数	備 考
身 体 (身体障害者手帳)	29,075 人	65 歳以上 23,410 人 (80.5%)
知 的 (療育手帳)	8,358 人	18 歳未満 1,212 人 (14.5%) 18 歳以上 7,146 人 (85.5%) 療育手帳 A 2,985 人 療育手帳 B 5,373 人
精 神 (精神障害者保健福祉手帳)	9,785 人	
合 計	47,218 人	令和 7 年 3 月 31 日現在

＜精神疾患患者の医療機関利用状況＞

入院患者数	1,698 人	厚生労働省「精神保健福祉資料」より 令和 7 年 6 月 30 日現在
自立支援医療受給者数	19,930 人	島根県心と体の相談センター業務概要より 令和 7 年 6 月 30 日作成

令和 7 年 3 月末現在の各手帳の所持者数の合計は、47,218 人で、県人口（63.5 万人・令和 7 年 4 月 1 日現在）のおよそ 7.4 パーセントとなります。

障がいがあっても、手帳を持ってもらえない方もおられます。

精神疾患での入院・通院患者数は、令和 7 年 6 月 30 日現在、21,628 人となっています。

発達障がいのある方については、公的な統計がありません。

障がいは、心身の機能の状態と周りの様々な社会的障壁によって生じるもので、手帳のあるなしに関わりません。

この統計に表れているよりさらに多くの方が、社会的障壁によって、暮らしにくい状態が続いており、支援を必要とされているということを、受講者に伝えてください。

【障害者差別解消法について】

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が平成 25 年 6 月 26 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

令和 3 年 6 月 4 日には、障害者差別解消法の改正法が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されています。

障害者差別解消法は、公的機関や民間事業者を対象として、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を求めることによって、社会を変えていこう、誰もが暮らしやすい社会にしていこうということを目的としています。

この法律により、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否するなどの不当な差別的取扱いのほか、障がいのある方が、筆談や読み上げなど負担にならない程度の配慮を求めているのに対して、それに応じない（合理的配慮をしない）ことも、差別にあたるとされました。

車椅子・補助犬の同伴、介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる場合も、障がいを理由とする不当な差別的取扱いに該当します。（間接的な差別）

また、行政機関や民間事業者に対して、障がいのある人から「配慮を必要としている」旨の申出があった場合、その負担が過重でないときは、合理的配慮を行うように求めています。令和 3 年 6 月の法改正により、それまで「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が、行政機関と同じく「法的義務」となりました。

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくこと（建設的対話）が重要です。

障がいを理由とする差別を解消し、合理的配慮を行うためにも、障がいのことを知り、障がいのある方にちょっとした手助けを実践する「あいサポート運動」の取組が、これからますます大切になっていきます。

あいサポート運動の輪を広げる活動の実践事例

【出雲市社会福祉協議会の取り組み】

出雲市社会福祉協議会は、福祉出前講座の一つの講座として、あいサポーター研修を取り入れて実施している。地域や学校に対してチラシやパンフレットを用いて紹介し、研修実施の呼び掛けを行っている。

1. 研修先の開拓

自治体、コミュニティセンター（公民館）、自治会、ボランティアグループ、職場、学校等への呼び掛け

2. 掘り起こしの手法

地域や学校との会議や研修会での広報活動等

3. 普及アイテム

チラシ、パンフレット、バッジ、シール、子ども用チャーム等

4. 工夫しているポイント

- ・福祉出前講座をメニュー化して、その中からあいサポーター研修を選択できる。
- ・「あいサポーター研修小学校高学年向け資料」を活用した、あいサポートキッズ研修の実施





あいサポーター研修

～障がいを知り、共に生きる～
まず、知ることからはじめましょう



鳥根県観光キャラクターしなねっこ
鳥根連許諾第2590号



「あいサポート運動」とは

鳥根県が創設（平成21年11月28日）

鳥根県：鳥根県と協定を締結（平成23年3月）

⇒平成23年4月から共同事業として推進

＜あいサポート運動実施自治体＞
中国地方5県、長野県、奈良県、和歌山県、愛媛県、埼玉県
北海道（登別市・苫小牧市）、大阪府（大阪市・和泉市）、
京都府（長岡京市・福知山市）、神奈川県大和市、兵庫県西宮市、
茨城県取手市、愛知県名古屋、青森県三沢市
【10県11市】

あいサポーター数 754,481人
(R8.7未現在)

あいサポーター数
80,879人 R8.7未現在





「あいサポーター」とは

- 1 「あいサポートバッジ」を身につけ
- 2 障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする方々のことです。

特別な技術などを習得して支援するのではなく、日常生活のなかで障がいのある方が困っているときなどに、「ちょっとした手助け」を行う意欲のある方なら、誰でもなることができます。自分のできる範囲で活動していただきます。



障がいのある人とは

これまで「障がい」は、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの、その人の心身の状態から生じると考えられてきました。（医学モデル）

現在は、心身の機能の状態だけではなく、様々な「**社会的障壁**」があることによって、日常生活又は社会生活に制限を受けて、暮らしにくい状態が続いている人をいいます。（**社会モデル**）





社会的障壁とは

「障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」

(障害者基本法第2条)

(例えば)

事物・・・障がいのある人にとって使いにくい施設や設備
(建物の入り口の段差、字幕のないテレビ番組、手話通訳のない講演など)

慣行・・・障がいのある人を意識していない慣習、文化など

観念・・・障がいのある人への偏見など



社会的障壁は誰にでもあります

断崖絶壁の上にある公園には、誰も行くことはできません。誰にとっても、障壁がある状態です。そこに階段が設置されれば、歩いて行くことができます。

それでも、車いすを利用している人や、ベビーカーを使用している人は公園に行くことができず、障壁が残されています。

そこにスロープを設置すれば、誰もが公園に行けるようになります。

車いすを利用している状態は変わらなくても、まわりの状況が変わることによって、「公園に行けない」という障がいが消されます。





誰もが暮らしやすい社会へ

現代社会において、障がいのない人が、不自由なく社会参加できているのは、障がいのない人を基準にして、すでに多くの社会的障壁が取り除かれているからといえます。

障がいのある人に対しても、社会的障壁を取り除くことによって、だれもが暮らしやすい社会にしていくことが求められています。



障がいについての理解と配慮

☆まず、障がいについて理解してください

障がいは誰にでも生じ得るものです。

病気や事故はいつ起こるかわかりません。

同様に、障がいはいつでも誰にでも生じ得るものなのです。





障がいについての理解と配慮

☆障がいは多種多様で同じ障がいでても一律ではありません

障がいの種類も程度もさまざまであり、同じ障がいでても、その症状は一律ではありません。

また、複数の障がいを併せ持つ場合もあります。



障がいについての理解と配慮

☆外見ではわからない障がいもあります

障がいは多種多様であり、外見だけでは障がいがあることがわからないこともあるため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もおられます。





障がいについての理解と配慮

☆情報共有や意思疎通をしよう

必要な情報は、音声や文字、手話・筆談など、障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を使って提供しましょう。

相手の意向や必要に応じて、その人に合ったコミュニケーション手段を使って「ゆっくり」「はっきり」「簡単な言葉で」「ていねいに」「繰り返し」伝えましょう。



障がいについての理解と配慮

☆介助者がいても

介助者ではなく本人に話しかけましょう。





障がいについての理解と配慮

☆さまざまな場面で積極的にサポートしよう

障がいの種類やその人ごとの症状や程度、そしてその人がいる場面や状況ごとに不便さや困難さが違います。

周囲の人の理解やサポートがあれば、不便さや困難さを感じないで済むことがあります。

困っている人を見かけたら、積極的に声をかけ、本人の意思を確認しながら、必要なサポートをしましょう。



障がいについての理解と配慮

☆まず、知ることからはじめましょう

社会的障壁をなくしていくことなど、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくことにより、働くことや、趣味やスポーツなど、社会のすべての場面に参加できるようになります。

社会的障壁をなくしたり、差別をしないようにしていくためには、心身の機能障がいのことを知っておくことが必要です。

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をめざしましょう。





島根県の現状

各種手帳所持者数	種別	人数	備考
	身体 (身体障害者手帳)	29,075人	65歳以上 23,410人 (80.5%)
	知的 (療育手帳)	8,358人	18歳未満 1,212人 (14.5%) 18歳以上 7,146人 (85.5%) 療育手帳A 2,985人 療育手帳B 5,373人
	精神 (精神障害者保健福祉手帳)	9,785人	
	合計	47,218人	令和7年3月31日現在

島根県人口(約63.5万人)の
7.4%
≒14人に1人



ヘルプマーク・ヘルプカード

内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が身につけることで、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるためのマーク

- ◇東京都が使用開始(平成24年)
- ◇島根県では平成29年12月から交付開始
- ◇多くの都道府県で実施(マーク・カード配布の有無など違いあり)

- ・交付窓口は、島根県(障がい福祉課、保健所、心と体の相談センター)及び市町村の障がい福祉担当課
- ・窓口で「ヘルプマーク交付申請書」を提出すると、その場で交付
- ・郵送、ファックス窓口

郵便番号	住所	あて先	ファックス番号
690-8501	松江市殿町1番地	島根県障がい福祉課 (ヘルプマーク担当)	0852-22-6687

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

島根県

氏名: _____ 性別: _____ 年齢: _____ 国籍(型): _____

生年月日: _____

住所: _____

連絡先: _____

障がい種別、病名: _____

かかりつけ医療機関: _____

備考: _____

お読みください: _____





思いやり駐車場

身体障がい者等用駐車場を必要とする方に、県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる方を明らかにする



(1)長期用: 緑



(2)(3)短期用: 赤



◇島根県では平成20年12月から

◇全国40府県1市で類似の制度実施(相互利用)

(1)有効期限交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間

- ・身体に障がいがある方で歩行困難な方
- ・知的障がい者(療育手帳の障害の程度欄が「A」)で歩行が困難な方
- ・精神障がい者(精神保健福祉手帳の障害の程度欄が「1級」)で歩行が困難な方
- ・高齢者(要支援1以上)で歩行が困難な方
- ・難病患者で歩行が困難な方(特定疾患医療受給者)(小児慢性特定疾患医療受給者)

(2)有効期限1年以上(更新無し)

- ・妊産婦(妊娠7ヶ月から産後1年間)※妊娠初期でひどいつわり等により歩行が困難な方は、診断書により医師が必要と認めた期間

(3)有効期限1年未満

- ・けがや病気等で歩行が困難な方

◆受付窓口◆

島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-6526

※利用者本人の申請が原則、同居の家族であれば代理申請可。(身分証明書持参)



あいサポートバッジ

障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。

後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER (サポーター)」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色(だいだいいろ)」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された系賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいだい(代々)」にちなみ、あいサポーター(障がい者サポーター)が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。





あいサポーター宣言

わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、
お互いが分かり合えるように努めます。

わたしたちは、日常生活で
障がいのある方が困っている場面を見かけたら、
声をかけ、手助けを行います。

わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、
気軽に声をかけやすい環境をつくれます。

わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、
共に生きるよろこびを伝えます。



ホームページについて

あいサポート運動のサイトを立ち上げていますのでご活用ください。

詳しくは、島根県社会福祉協議会のホームページから
<https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/social/167>

